

平成31年2月7日

鹿児島大学教職員組合 御中

国立大学法人鹿児島大学総務部人事課

団体交渉の申し入れについて（回答）

2018年11月6日付け文書にて要求のあった団体交渉について、別添のとおり回答します。

団体交渉は、下記の日時を予定しております。つきましては、対面での団体交渉の内容について、項目を指定いただきますようよろしくお願いいたします。

記

日時 平成31年2月20日（木）16時  
場所 事務局棟2階第一会議室

（本件担当）

国立大学法人鹿児島大学

総務部人事課安全衛生・服務係 川路 晃弘

TEL 099-285-7070（直通） FAX 099-285-7062

E-mail jshokuin@kuas.kagoshima-u.ac.jp

平成31年2月7日

鹿児島大学教職員組合中央執行委員長 殿

国立大学法人鹿児島大学長

前田 芳 實



2018年11月6日付け団体交渉の申し入れについて（回答）

## I 人事・待遇改善

1. 人事凍結の即時解除
2. 差別的な人事の是正

各学系における教員人事については、平成28年度に策定した「教員人事管理基本方針」に基づいた各学系における「人件費ポイント削減計画」を基に平成29年度から行われているものと理解しています。

しかしながら、大学改革（学部改組、教育センター改革等）を実施するにあたり、新たに学長裁量ポイント付与の必要性が生じたこと、また、各学系から教育センターに移籍した教員（教養部解体時の分属教員のポイント相当分を除く）が各学系の削減ポイントに充てられるなどの要因により、大学全体としての人件費削減ができていない状況です。

また、現在の人件費ポイント削減計画は、平成28年度以降に行われた給与引き上げの人事院勧告分を見込んでいなかったが、平成28年度以降、毎年、給与引き上げの人事院勧告がなされ、これも大学全体の人件費増加の大きな要因の一つになっています。

このような状況を解消するためには現在の削減計画に加え、新たな削減方策として今後一定期間、退職者の後任を不補充とする等の措置が必要であると考えます。ただし、教員のモチベーション低下に繋がらないよう昇任人事については適切に実施したいと考えます。

また、各学系の年齢構成のバランスを考慮した人事配置や適切な昇任人事を実施するためには、学術研究院組織の実質化が必要であると考えており、今後、実質化について検討していく予定です。

### 3. 技術職員の評価の明確化と昇進

技術職員のモチベーションを保つためにも明確な評価が重要であると考えますが、そのためにも技術系職員の組織化（再編統合及び一元化）が必要であると考えます。

技術系職員の組織化（再編統合及び一元化）については第3期中期目標・中期計画にも掲げており、確実に実行することを目標に現在検討を行っていますが、評価についても同時進行で整理していきたいと考えます。

### 4. 障がい者の雇用

現在、障害者の雇用については、鹿児島職業安定所（ハローワーク）を通じて募集を行い雇用している状況です。

本学の障害者の雇用状況として、法人化当初は在籍職員で障害を持っている方だけで法定雇用率を達成していたため特段の措置を取っていなかったが、平成23年10月に鹿児島職業安定所長から障害者雇用に関する適正実施の勧告を受けました。

この勧告を受け、それまで事務局で行っていた外注業務（郡元キャンパス門衛・外国人研究者宿泊施設等管理業務・情報基盤センター巡回業務等）を障害者職員の担当業務へ切り替えることを決定し、それらの担当部署として平成24年4月、総務部人事課に「雇用推進部門」を新設及び、事務局内の派遣契約業務（4系の事務補助業務）についても障害者職員の担当業務へ切り替え、平成24年4月1日付けで新たに26名の障害者の方を非常勤職員として雇用し、法定雇用率を達成しました。

その後も、事務局内の事務補佐員を障害者雇用枠に切り替えて雇用するなどして法定雇用率を達成していますが、今後も法定雇用率が引き上げられることから、事務局だけで対応することは厳しい状況となっており、昨年末、各学部等へ文書により協力（例えば事務補佐員の後任補充は障害者とする等積極的採用の実施）を依頼したところです。

なお、これまでに特別支援学校の卒業生を4名雇用しています。

### 5. 非常勤職員およびアルバイトの待遇改善

働き方改革関連法の一つである同一労働同一賃金への対応として、非常勤職員の給与制度について、単価改定、昇給等に限らず総合的に検討を行う必要があり、平成31年度を期限として検討を進めていきたい。

アルバイト職員の実験補助・資料整理については、軽微な補助業務を行うことを想定している。学部によっては、アルバイトに学部独自の職種、単価設定を行っているところもあるが、全学的に新たな職種を導入するのであれば、具体案を学部内で検討のうえ協議文書を学長宛に提出してください。

## 6. 雇い止めの撤廃

2018年12月25日付け「有期雇用非常勤職員に対する「雇い止め」を行わないように求める要求書」と同様の内容として、別途、回答いたします。

## II ハラスメント関係

### 7. ハラスメント相談体制の見直し

ハラスメントの相談員が当事者となっていると思われる場合は、当該所属に限らず、他の所属の話しやすい相談員に相談することも可能です。学内の者で客観的な判断ができない場合は、第三者である顧問弁護士に相談して対応を行っています。必要に応じて、外部（第三者）に相談できるシステムとして、顧問弁護士へのホットライン等を検討したいと考えます。「苦情申し立て」の後の報告については、ハラスメント防止委員会にて検討を行います。

### 8. 共通教育センターにおけるハラスメント事案の調査と再発防止

事案について、確認を行っています。ハラスメントガイドラインに照らし合わせて、ハラスメントと思われる事案であれば、調査を行います。

## III 教育関連

### 9. 共通教育の時間割再編問題について

本件については、現在、共通教育センターにおいて共通教育センター運営委員会の下に共通教育検討ワーキンググループを設置して、平成32年度の授業からの反映に向けて共通教育科目の教育内容や運営方法等について検討を行っております。

同ワーキンググループは平成31年1月中には提案書をまとめ、共通教育センター運営委員会へ提出し、それを踏まえて教育担当理事を責任者とし、総合教育機構のセンター長、教育関係学長補佐等で平成32年度の時間割編成の基本方針案を作成し、学内会議で審議のうえ、平成31年3月には決定する予定としております。

### 10. 共通教育の負担の平準化

#### 1) 共通教育センターへ異動した教員の学部教育からの撤退問題

共通教育センターでは「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の副担当に関する要項」（平成29年2月23日学長裁定）に「副担当する場合の業務量については、各学系において目安を設定する。」とあることを受け、共通教育センターの働き方モデル（標準授業担当教等）の制定に着手したところです。今後は共通教育センター運営委員会を通じて構成員と協議しながら「働き方モデル」を成立させ、共通教育と専門

教育のバランスを図れるよう改善していきます。

なお、平成32年度に専門教育のカリキュラムの見直しを検討している学部においては、異動教員の副担当としての教育負担を軽減する方向でカリキュラムの調整をして頂くよう、申し入れをしているところです。

## 2) 旧教養部教員と学部教員間の格差是正

共通教育の英語授業の負担軽減については、共通教育センターも意識して取り組んできており、今年の団体交渉では組合側からもその取り組みに対して好評価を頂いたところです。今回、「旧教養部教員と旧学部教員との間に依然として担当コマ数に不平等がある」とのご指摘については、昨年度も申しあげましたとおり副担当については、「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の業務に関する規則」（平成29年2月23日 規則第11号）及び「鹿児島大学学術研究院に所属する教員の副担当に関する要項」（平成29年2月23日 学長裁定）に依ることとなり、各学部で共通教育、専門教育、大学院教育を総合して負担の均一化が図られていることと推察します。共通教育センターとしましては、財政厳しい折り、非常勤講師にかかる経費削減を求められている一方で、英語教育の質を落とさないよう習熟度別クラス編成かつ語学教育に適したクラスサイズに近づけるなどの教育方針を維持するため、授業担当をお願いしているところです。

また、年によっては先生方の体調不良や管理運営の負担増大などの諸事情もあることを斟酌下さいますと有り難いです。

## 11. 入試関連業務の負担軽減

貴見のとおり、入試業務の負担増により、教育研究に皺寄せが行くことについて憂慮するところであります。入試関連業務について、責任が大きく負担が増加していることは重々承知しておりますが、優秀な学生確保のための、大学の重要な任務の一つとしてご理解をお願いします。

第一に、入試の実施については、事前のチェックの負荷に比して、出題ミスや実施時のインシデント発生後の負荷は大変大きなものがあります。特に、問題作成にあたっては、他大学においても出題ミス及びその対策で新聞等メディアにも大きく取り上げられており、文部科学省の入学者選抜実施要項、諸通知において、問題作成者以外の第三者によるチェックを行うことにより、出題ミスの防止に努めるよう依頼されているところです。よって、問題作成経験者・文系教員によるチェック作業工程は割愛できるものではないため、これまで通り教員の皆様のご協力をお願いします。その中で外部業者における出題内容チェックや、作業工程のスリム化を行いながら負担の軽減を図ることを検討しておりますが、事柄の性質上、入試前に外部の業者等のチェック作業等はなかなか困難であると考えられますので、学内関係者の努力で出題ミスの防止等を進める必要がありますことにご理解をお願いするところです。また、平成

30年度入試から入試問題作成の印刷業者を変更したことにより、校正原稿受渡の方法や印刷のスケジュールについて見直しが可能となり、入稿のための出張を割愛することにより事務業務の軽減を図りました。今後も問題作成の手順、チェック項目等について担当教員と継続して相談しながらスケジュール再検討を行っていく予定です。

第二に、「ネット出願」の導入について、平成30年度入試から一部導入し、平成31年度は、全ての学部入試区分に拡大しました。これにより願書受付業務の効率化、受験者(合格者)への郵送物の減少に伴う経費と読み合わせ業務等を削減しています。今後さらに志願者の入力項目を分かりやすくするなどシステムの改善を行うとともに、願書受付業務の一部外注化や入学手続までのWEB対応による効率化が可能か検討していく予定です。

第三に、入試の回数増加に伴う入試業務の負担増について申し上げます。学部においては、多様な学生の入学を進める、また、多面的・総合的に能力を評価する入学者選抜を進めることが文部科学省の方針となっております。このことに伴い、本学においては、国際バカロレア入試の導入を行い、また、新たに「自己推薦型入試」の実施を予定しております。このことは、一つは、中等教育諸学校からの多様な要望に対応するものであること、また、本学の教育を経て卒業する学生の質保障に繋がる入学者選抜を行うことの観点から推進しているところであります。長期的視野からのご理解をお願いするものです。また、大学院入試に関しても、多くの研究科において、1回の選抜で入学定員を満たすことがなかなか難しい状況にあり、複数回の入試の実施より教職員の負担が増加しておりますが、国立大学としての責務を考えるとときやむを得ないものと考えております。しかしながら、入学者選抜の実施にあたり、できるだけ教職員の負担を軽減する方法を今後とも検討していく方針であります。

入試業務の遂行については、学内外の状況を踏まえて取り組むものであり、関係者の皆様のご理解をお願いします。

#### IV 研究関連

##### 12. 日本学術振興会特別研究員受入れ態勢の不備について

本学では日本学術振興会特別研究員の受入れに関する規定がないため、今後、規則の制定に向けて検討を開始するとともに、他大学の情報収集や担当部署との協議・検討を行い、可能な限り日本学術振興会特別研究員の受入環境の整備を図りたいと考えております。

##### 13. 研究スペースチャージの料金の値下げ

###### ○検討経緯について

施設の有効利用については、全学委員会である施設マネジメント委員会にて約1年

間にわたり、見直しの検討を重ねて参りました。

最終的には、平成 28 年 1 月の役員会で了承された「施設等の有効利用に関する規則」及び「全学共用スペースの運用等に関する要項」に基づき、プロジェクトスペースについては、平成 28 年度よりスペースチャージ (5,000 円/㎡・年) を導入しています。

ただし、規則等が制定される以前から使用されているプロジェクトスペースについては、従前のおり無償としています。

#### ○使用料 (スペースチャージ料) について

使用料 (スペースチャージ料) 5,000 円/㎡・年は、全学共用スペースの空調等の設備、内装等の更新に係る費用を積算したものであり、平成 28 年度以降、全学共用スペースの空調更新工事や内装の修繕工事等に充当しています。

#### ○スペースチャージ料金及び利用方法の見直しについて

運営費交付金等の予算の縮小に伴い、施設の維持管理費が不足するなか、より一層の施設マネジメントが求められています。

施設整備費補助金や運営費交付金の概算要求においても、「施設マネジメントに関する取組状況」が評価の一つとなっており、スペースチャージなどの取組がなされていないと低評価となり、さらに予算が削減されることから、スペースチャージ料金及び利用方法の見直しは予定しておりません。

また、間接経費の利用につきましては、日本学術振興会が示した使用ルールに従い利用を行っております。

## V その他

### 14. さつつん保育園の保育料の値下げ

保育料に関しては、大学が管理する別の保育園や近隣の公的な機関が運営する保育施設と同額の設定とさせていただいております。社会情勢等を勘案して、都度、さつつん保育園運営委員会にて、状況にあった料金設定を検討して参ります。

### 15. 組合のスペース利用の手続きについて

使用許可を受ける者として、職員の氏名・連絡先等を指定の様式に記載していただくようお願いしています。なお、借用時は、団体名と併せて、不動産貸付の管理上、学内者であることを確認しますので、団体名と職員氏名を借用時に申し出てくださいますようお願いいたします。